

子どもを いじめから守るために



いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条 平成29年3月14日改正)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法第2条 H29.3.14 改正)

※いじめにあたるかどうかの判断は、「心身の苦痛を感じている」という被害者の立場に立って行います。

「いじめ」とは・・・

例えば、次のような事象が「いじめ」にあたります。

冷やかしやからかい
悪口や脅し文句
嫌なことを言われる

仲間はずれ・
無視をされる

ぶつかられたり
叩かれたり
蹴られたりする

金品をたかられたり
隠されたり盗まれたり
壊されたりする

嫌なことや恥ずかしいこと
危険なことをされたり
させられたりする

パソコンや
携帯電話等で誹謗中傷や
嫌なことをされる

「いじめ」とは、その言葉からイメージされる執拗な嫌がらせや暴力だけではありません。子どもたちにすれば、「いじめ」とは想っていない行為であっても、それを受けた子どもが苦痛を感じているものであれば、それは「いじめ」になります。

「いじめ」は決して他人事ではなく、どの子どもも「いじめ」の被害者にも加害者にもなってしまうことがあるのです。

一方的な行為でもない
し、友だち同士で、力の
差もないから、いじめで
はない。

一回限りのトラブルだか
ら、継続もしていないし、
いじめとして通報するのは
どうなのか。

ほんの些細なトラブルに
ついて相談するのはとても
面倒だし、いちいち通報し
なくてもよい。



上記の3つの事象は、すべて「いじめ」に該当します。

ご家庭では・・・

子どもの S O S に気づいていますか？

子どもたちにとって、長い期間、集団で過ごす学校生活の中において、クラスや部活動での人間関係がたいへん重要なものです。そこでの人間関係においてひとたびトラブルを抱えた場合には、その後の学校生活をどのように過ごしていくかが、子どもたちの重大な悩みになります。

トラブルが原因で、一対一や一対複数でのいじめが発生し、その被害者の立場になってしまうことがあります。被害者の立場になった場合、自ら「いじめられている」と誰かに相談できずひとりで悩みを抱え苦しんでいることがあります。

● 「いじめ」の被害者になっていませんか？チェックリスト

- [登校前] 起きてこない。布団からなかなか出てこない。
朝になると体調不良を訴え、学校を休みたがる。
遅刻や早退が増える。
食欲がなくなったり、黙って食べたりするようになる。
- [下校後] パソコン・携帯電話・スマートフォンをいつも気にしている。
学校や友だちの話題が減る。
友だちと遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになる。
遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
お金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
- [就寝前] 些細なことでイライラする。
教科書やノートに嫌がらせの落書きがある。
寝つきが悪く、眠れない日が増える。
部屋に閉じこもる時間が増える。



● 「いじめ」の加害者になっていませんか？チェックリスト

※いじめる側にいると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことを聞かない。人のことをバカにする。
- 買った覚えのない物を持っている。
- 与えた以上のお金を持っている。

今、子どもたちの中では「ネット上のいじめ」が急増しています！！

「ネット上のいじめ」とは・・・

- LINE、インスタグラム等のSNSを利用して、特定の者の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、個人情報を無断で掲載したりするいじめ
- 特定の者の悪口や誹謗中傷をメールで送信したり、第三者になりすましてメールを送信したりするいじめ

「ネット上のいじめ」の例

- (例1) メッセージを読んですぐに返事をしなかったため、LINEグループからはずされ、悪口をインスタグラムのストーリーズにあげられた。
- (例2) 同級生から暴行される様子を動画で撮影され、パスワード付きサイトに掲載された。その後、グループ以外も閲覧できるようになったため不特定多数の人に広がり、回収が不可能になった。
- (例3) 友人が自分になりすまして「誰かメールして」という書き込みとともにメールアドレスを勝手に記載された。

草津市いじめ防止基本方針

草津市では、平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、「草津市いじめ防止基本方針」（平成26年11月、平成30年3月改定）を策定しました。

この基本方針は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、児童生徒の尊厳を保持するとともに、いじめの問題の克服に向けて学校、家庭、地域、その他関係者の具体的な連携により、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等のための対策を総合的・効果的に推進することを目的としています。

家庭の役割

- いじめを許さない心を育てるために、自分と他人の存在を等しく認め、自他の生命を大切にできる子どもの育成や社会生活を営むうえで必要となる規範意識の醸成に努めます。
- 毎日の生活の中で、温かい人間関係のもと、子どもが何でも話せる環境づくりを大切にします。
- いじめを発見したり、いじめの疑いがあると認めたりしたときは、速やかに学校や関係機関に相談、通報し、いじめの早期解決に努めます。

学校の役割

- 教育活動全体を通じ、全ての子どもにいじめは決して許されない行為であることの理解を促します。
- 豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、人を思いやる心などの社会性を育み、各校において策定する学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめをなくす取組の充実を図ります。
- いじめの問題に組織的に対応するため、いじめの防止等を推進するための組織を確立し、いじめを受けた子どもを守り抜く体制を構築します。
- 「支え合う仲間づくり」や「自分たちの問題を自分たちでよりよく解決していく力の育成」、「問題解決のために他者にはたらきかける力の育成」を主眼に、子どもたち自らがいじめをなくしていくこうとする自主的な活動の推進に努めます。

地域の役割

- スクールガードの取組などを通じて、子どもを社会全体で見守り、子どもが安心して生活ができる環境づくりに努めます。
- 子どもに関心をもち、いじめの兆候等を感じられるときには、関係する学校や家庭に情報を提供し、連携していじめの防止に努めます。
- 地域行事を通して子どもが主体的に活動できる場を提供したり、地域の関係団体が学校や家庭といじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、地域ぐるみの活動を進めていきます。

市の役割

- いじめの防止等に関する市基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止および解決を図るために必要な施策を総合的に実施します。
- いじめの未然防止および早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った子ども等に対する適切な指導の推進、いじめに関する相談体制の充実、コミュニティ・スクールや地域協働合校の活用などによる学校や家庭、地域、関係機関との連携強化に努めます。
- いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速にいじめの解決のために必要な施策を総合的に実施します。

草津市立小中学校におけるいじめの状況

■いじめの認知率の推移
(認知率 = 1,000人あたりの認知件数)

■ネット上のいじめの割合
(構成比とは、総認知件数に対する割合)

		滋賀県	全国
小学校	児童生徒 1,000人 あたりの 認知件数 (件)	児童生徒 1,000人 あたりの 認知件数 (件)	
	H30	60.8	66.5
中学校	R1	68.5	76.4
	R2	76.2	67.1
	H30	44.8	31.2
	R1	51.1	34.5
	R2	48.2	26.5

		滋賀県		全国	
		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
小学校	H30	75	1.5	4,561	1.1
	R1	104	1.9	5,533	1.2
	R2	150	2.4	7,325	1.8
中学校	H30	167	9.5	7,638	8.1
	R1	198	10.0	8,155	7.9
	R2	248	13.2	8,362	10.6

※ R2年度では、国はいじめ認知10件に1件、滋賀県は7~8件に1件がネット上のいじめになります。草津市においても、特に中学校でのネットいじめの割合が高くなっています。

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査等の結果の概要について
(県内公立学校)より 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

いじめの認知に関する文部科学省の考え方では、「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることのあかし」であることから、いじめを正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切であると示されています。（平成28年3月18日いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）より）

草津市では、小中学校とも認知件数が年々増加しています。これは、各小中学校で教師が子どもの様子を丁寧に見とることで、ささいな喧嘩やトラブルも見逃さずに、いじめとして認知し、早期に対応できている成果であると考えています。

しかし、いじめの認知件数が増加しているということは、それだけの子どもたちが嫌な思いをしていることにもなるので、ささいなことでも早期発見・早期対応がとても重要になります。

《相談窓口》

- 草津市教育委員会事務局児童生徒支援課 ☎077-561-2437
- 草津市立教育研究所（やまびこ教育相談室）☎077-563-1270
- 草津市立少年センター ☎077-562-6561
- 市内各小中学校



<作成・発行> 草津市教育委員会事務局児童生徒支援課

TEL : 077-561-2437 FAX : 077-561-2488